

## まえがき

本書は、アジア経済研究所において2009年度から2年計画で実施された「南アジアの障害当事者と障害者政策——障害と開発の視点から——」の最終報告書である。同研究会では、南アジア地域における障害当事者の運動の歴史と活動を整理し、現在の各国の障害者政策の形成にこれらの運動がどのようにかかわってきたのか、また政府の貧困削減政策における障害者政策の位置づけを明らかにすることを目的とした。

アジア経済研究所においては、2005～2006年の「開発問題と社会問題の相互接近——障害を中心に——」研究会以来、2007～2008年「障害者の貧困削減：開発途上国の障害者の生計」、また2008～2009年「開発途上国の障害者と法——法的権利確立の視点から——」、2010～2011年「開発途上国の障害者雇用——雇用法制と就労実態——」（現在も継続中）と一連の『障害と開発』にかかわる研究会が運営されてきた。本書はこれまでの研究会と異なり、初めての特定地域—南アジアを中心とした研究会である。すでに貧困削減については、上記の2007-2008年研究会で取り上げているが、この作業を通じて地域研究の文脈においても『障害と開発』を位置づけることの意義と必要性が改めてクローズアップされた。南アジアという地域が選ばれた背景には、2007年に世界銀行のプロジェクト・チームがインドにおいて「インドの障害者：コミットメントから目にみえる結果へ」（“People With Disabilities in India: From Commitments to Outcomes”）と題された調査報告書<sup>(1)</sup>を出し、翌年、その調査をもとにしたワークショップが開催されたことがある。この報告によって、インドのようなミレニアム開発目標で大きな成果を上げていると評価されることの多い国であっても、貧困削減の一般的努力のみでは取り残される人々の存在が明らかになった。インドの貧困問題における特定のグループとして取り上げられることが多い、指定部族・カースト以上に教育や識字の面でも職業の面でも取り残される人たちとして障害者があり、そのため、貧困削減には障害者へのターゲティングが必須であるという明確な問題提起がなされた。また世界銀行の報告書の表題は、インドにおいて1995年障害

者法という制度があるのにもかかわらず、障害者の問題が依然として大きく、その法の施行という政府のガバナンスにもかかわる問題があるということを示している。これは開発の問題であると同時に地域研究の課題でもある。

本研究会では、インドのほか、ネパール、バングラデシュ、パキスタンを南アジアのなかの対象国として取り上げ、各国の地域研究者や現地の障害当事者とかかわりが深い人たちの参加も仰いだ。法制度はもちろんのこと障害当事者団体や教育といった世界銀行のレポートでは十分に分析されてこなかった領域にも挑んだ。報告書では、これらの国々について、障害者の概況などを整理した後、各人の専門領域に即した課題に取り組んでいただいた。

研究会では、執筆を担当した委員のほかにも研究所内からオブザーバーとして、野上裕生主任調査研究員に参加いただいた。また外部から1年目には東京大学大学院博士課程在学中（当時）で、ネパールの障害当事者（視覚障害）でもある Kamal Lamichhane 氏にもネパールにおいて同氏が行った障害者生計調査についてご報告をいただき、南アジアの障害者の状況を分析するにあたって示唆に富む貴重なご意見をいただいた。2年目には、インド現地での障害当事者運動の経験者でもある Aqeel Qureshi 氏（現 Board of Director : GAATES）にインドの障害者運動の概論と現状についてご報告をいただき、当事者ならではの視点をご提供いただいたほか、インド社会やガンディーの研究者として著名な山口博一氏（元文教大学教授）には、障害者運動のパターンを考えるプロトタイプとしてのガンディーの運動についてご講演いただいた。さらに各委員の現地調査にあたっては、DPI 日本会議や JICA、日本障害者リハビリテーション協会などこの分野での支援の先達の方々に大変お世話になった。また研究会の際には、手話通訳の皆さまにも大変お世話になり、効率的な議論の進行が可能となった。これら皆さまの協力なくして、本研究会の成果もない。ここに記して感謝の意を表したい。

なお、本報告書は2年という短い期間でもあるため南アジア地域の障害者については、まだまだ十分にカバーし切れていない部分も多い。これ

を機会に同地域の障害者についての開発論の観点からの調査・研究をさらに続けていく所存である。読者諸兄諸姉にあつては、お時間の許す限り、ぜひとも忌憚のないご意見、ご叱正、ご批判を賜れば幸いである。

2011年3月 編者

【注】

(1) 同報告については、以下の世界銀行サイトからダウンロードできる。

<http://www.worldbank.org.in/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/INDIAEXTN/0,,contentMDK:21557057~pagePK:1497618~piPK:217854~theSitePK:295584,00.html>